

令和7年度
国営施設応急対策事業旧迫川地区

簗岳揚水機場周辺整備設計その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条

国営施設応急対策事業旧迫川地区 簗岳揚水機場周辺整備設計その他業務(以下「本業務」という。)の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条

本業務は、簗岳揚水機場の周辺整備及び建築工事の補足設計、並びに簗岳揚水機場建築工事に係る積算参考資料作成等を行うものである。

(場 所)

第1-3条

本業務の位置は、宮城県遠田郡涌谷町太田地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書 第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 東北農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

(ア) 親会社と子会社の関係にある

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査

技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第 4-1 条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録

共通仕様書第 1-12 条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第 41 条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-6条

本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時までに提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- (1) 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- (2) 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- (4) 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-7条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-8条

1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択項目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
	建設	鋼構造及びコンクリート
博士	農学	－
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 鋼構造及びコンクリート	－

2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告するものとする。

(照査技術者)

第1-9条

1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 建設－鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木 農業農村工学
	建設	鋼構造及びコンクリート
博士	農学	－
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木 鋼構造及びコンクリート	－

2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第 1-7 条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1-10条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1-11条

共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1-12条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条

本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準 及び運用・解説設計「ポンプ 場」	農業農村工学会	平成 30 年5月

(作業条件)

第2-2条

設計作業における既設機場(供用開始年:1977年(昭和52年))の設計条件は次のとおりである。

(1)土木構造物(別紙1参照)

1)場内整備工:舗装工、排水工、階段工等

(2)建築構造物(別紙2参照)

1)上屋建築:RC構造、1階建、建築面積186.80m²

2)外壁塗装:468m²(既設仕様:モルタル塗、リシン吹付)

3)屋根補修:173m²(既設仕様:アスファルト防水)

4)建具:ドア、サッシ、シャッター、避雷針、雨樋、トイレ等

(参考図書)

第2-3条

設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次のとおりとする。

図書・資料名	発行	制定(発行)年月
コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-	(社)日本コンクリート工学会	平成25年5月
コンクリート標準示方書(設計編)	(社)土木学会	平成25年3月
コンクリート標準示方書(施工編)	〃	平成25年3月
コンクリート標準示方書(維持管理編)	〃	平成25年10月
内線規程(J E A C 8 0 0 1)	(一社)日本電気協会	平成28年3月
電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	(一社)建設電気技術協会	平成29年3月

(貸与資料)

第2-4条

貸与資料は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量	備考
実施設計	令和3年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区 筥岳揚水機場実施設計業務報告書	1式	
実施設計	令和5年度 国営施設応急対策事業旧迫川地区 筥岳幹線用水路施工計画検討その他業務報告書	1式	

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-5条

第2-3条、第2-4条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

(1)参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2)参考図書は、設計作業時点の最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。

(3)貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。
なお、詳細は別紙3「作業項目内訳表」に示すものとする。

【作業項目表】

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1式	
2. 設計作業	1式	
3. 箕岳揚水機場建築工事に係る積算参考資料作成	1式	
4. 照査	1式	
5. 点検取りまとめ	1式	

(作業の留意点)

第3-2条

業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 施工調整検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (3) 第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (4) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (5) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、<https://www.nn-techinfo.jp> を参照。
 - ・新技術情報システム (NETIS) は <https://www.netis.mlit.go.jp/NETIS> を参照。
- (6) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。
- (7) 新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3-3条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事務所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催する

ものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

①設計条件・前提条件

②業務計画の妥当性

③スケジュール

④設計変更内容

⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等

2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3-4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来型の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階(業務確認会議を兼ねる)

第2回 中間打合せ(設計作業実施段階)

第3回 中間打合せ(積算参考資料作成段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当者は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いのうえで打合せなどを行うこととし、設計変更の対象としない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

1. 成果物の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部
2. 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県遠田郡涌谷町字柳町 26-1 浅貞中央ビル2階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 旧迫川支所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (5) 履行期間の変更が生じた場合
- (6) 関係機関等対外的協議等により設計等に変更が生じた場合
- (7) 現地調査に当たって両者協議のうえ必要と認めた場合
- (8) 歩掛調査を変更追加する場合
- (9) 当該年度工事において別途、関係機関との協議資料作成が必要となった場合
- (10) その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別添

位置図



大崎市

登米市

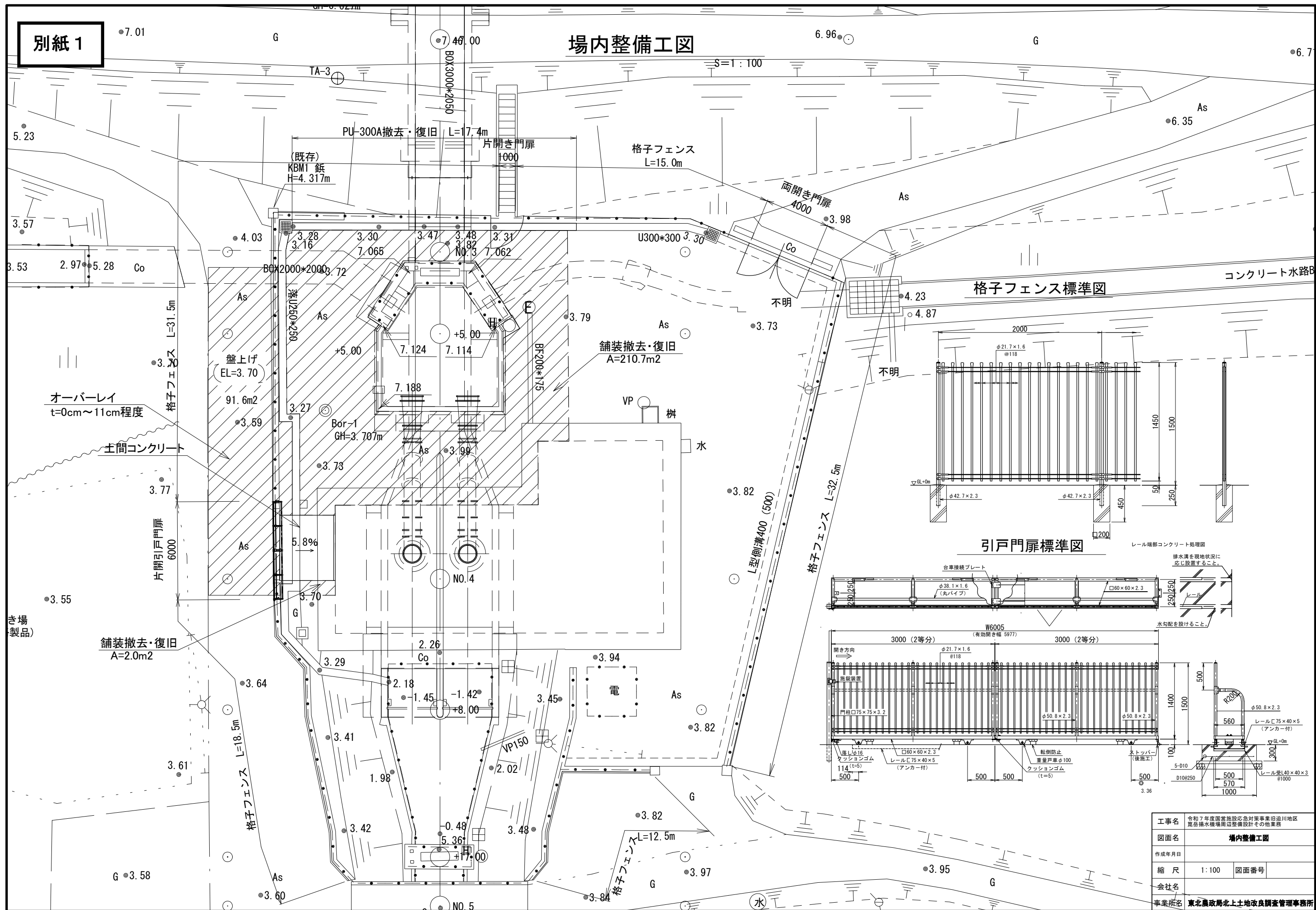
業務位置
荒谷排水機場

凡 例	
受益エリア	用排水
図面記号の凡例	
揚水機場	
排水機場	
国営用水路	
県営用水路	
分水工	
国営排水路	
県営排水路	

案 名	令和7年度国営建設事業実施地区 荒谷排水機場周辺整備計画その位置図		
図 面 名	位置図		
尺 度	図 面 番 号	1	
事務所名	東北農政局北上土地改良課調査課事務所		

別紙 1

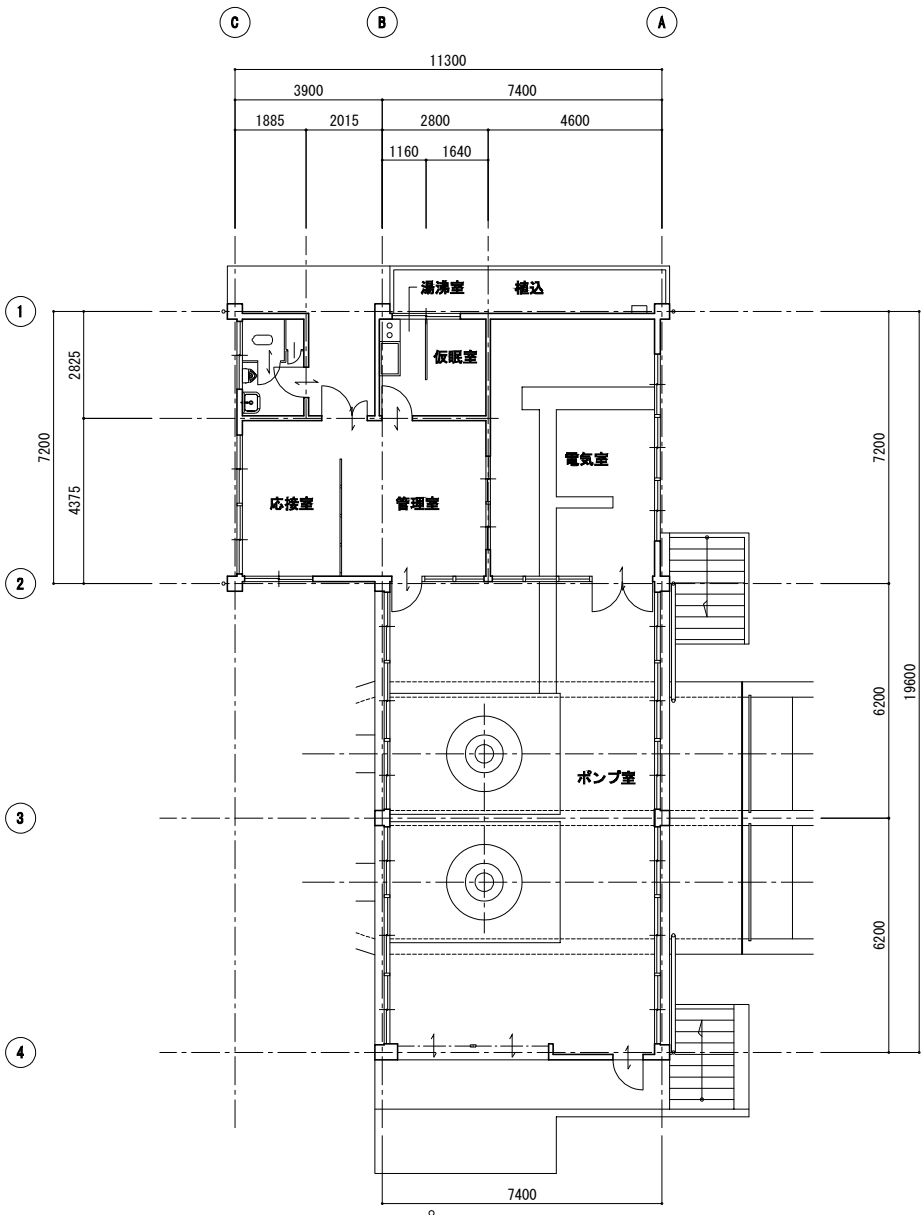
場内整備工図



格子フェンス標準図

引戸門扉標準図

工事名	令和7年度国営施設応急対策事業旧迫川地区 琵琶湖水機場周辺整備設計その他業務		
図面名	場内整備工図		
作成年月日			
縮 尺	1:100	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		



1階平面図 S : 1/100

外 部 仕 上 表

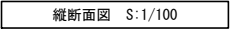
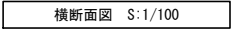
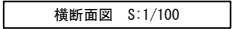
名 称	仕 上
屋 根	コンクリートスラブ、均しモルタル厚15、アスファルト防水 A-2、シンダーコンクリート厚60、モルタル塗厚30、勾配1/100
外壁及び庇	モルタル塗 リシン吹付 玄関ポーチ 梁下端まで磁器小口タイル貼
庇 下 端	コンクリート打放し 目地補修の上 リシン吹付
建 具	アルミサッシュ (不二F R A 同等品)、軽量シャッター H4000×W2000 2連
備 考	看板

内 部 仕 上 表

	床	巾 木	腰 下	腰 上	天 井	備 考
玄 関	クリンカータイル貼		磁器小口タイル貼	磁器小口タイル貼	モルタルコテ押え リシン吹付	
応 接 室	アスタイル貼	人造石 研出仕上	モルタル ソラコート吹付仕上	モルタル ソラコート吹付仕上	ダイケン吸音板厚12	間仕切スクリーン
管 理 室	アスタイル貼	人造石 研出仕上	モルタル ソラコート吹付仕上	モルタル ソラコート吹付仕上	ダイケン吸音板厚12	
仮 眠 室	アスタイル貼	木製 OP	クロス貼	クロス貼	耐火ボード OP	間仕切、カーテン (別途) カーテンレールφ18クロールメッキ
湯 沸 室	アスタイル貼	木製 OP	モルタル塗 VP	モルタル塗 VP	耐火ボード OP	
便 所	モザイクタイル貼		角タイル貼 H1800	プラスター塗	ダイケンタイルボード厚12 ハツユキ	
ポンプ 室	モルタルコテ押えの上カラーロン仕上		モルタル塗 VP	プラスター塗	厚20スタイロホーム打込 プラスター吹付	
電 気 室	モルタル塗 目地挿入		モルタル塗 VP	プラスター塗	厚20スタイロホーム打込 プラスター吹付	
備 考	流し台、コンロ台：既製品 サンウェーブ同等品 便所スクリーン：シナベニヤフラッシュ厚36 OP 取付金物：真鍮 クロームメッキ ベニヤ板T-2使用 ポンプ室内出隅：コーナーアングル L-50×50×4.5 H3000 奥突管φ76					

業務名	令和7年度国営施設応急対策事業旧迫川地区 麓岳揚水機場周辺整備設計その他業務		
図面名	既設建屋一般図 1		
作成年月日			
縮 尺	S=1/100	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所		

S=1 : 100



業務名	令和7年度国営施設急応対策事業旧迫川地区 毘岳揚水機場周辺整備設計その他業務		
図面名	既設建屋一般図 2		
作成年月日			
縮 尺	S=1/100	図面番号	
会社名			
事業所名	東北農政局 北上土地改良調査管理事務所		

別紙3 【作業項目内訳表】

作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地作業	作業に必要な現地調査を行う。	○
1-2. 資料の検討	貸与資料の内容を把握し、整理する。	○
2. 設計作業		
2-1. 場内整備の補足設計	現地調査及び過年度実施業務報告書を踏まえ、篁岳揚水機場の場内整備計画（舗装工、排水工、階段工、フェンス・門扉等）の補足検討、設計を行う。 また、階段、手摺等の付属施設を対象に補修の必要性、及び補修方法を検討、設計を行う。	○
2-2. 建築工事の補足設計	現地調査及び過年度実施業務報告書を踏まえ、篁岳揚水機場の建築改修計画（屋根、外壁、建具、内装、塗装、仮設等）の補足検討、設計を行う。 また、建屋内（ポンプ室を除く）の照明設備の更新計画を作成し、設計を行う。	○
2-3. トイレ設備の設計	現地調査及び構造図等を踏まえ、篁岳揚水機場のトイレ設備更新の検討、設計を行う	○
2-4. 構造図等作成	2-1、2-2、2-3 に関する構造図等を作成する。	○
2-5. 数量計算	2-1、2-2、2-3 に関する詳細な数量を算出する。	○
3. 篁岳揚水機場建築工事に係る積算参考資料作成		
3-1. 特別仕様書作成	提示する類似の工事の例を見本として、特別仕様書（工事数量表を含む）を作成する。	○
3-2. 積算資料及び施工単価条件資料の作成	各工種において、積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定等）資料及び施工単価条件の選定資料等を作成する。 作成数量は 200 ページとする。	○
3-3. 特別単価作成	単価を作成する際、積算基準及び工事工種体系が定められていない工種で、各歩掛を組み合わせで構成した方が適切な場合には特別単価の作成を行う。 作成数量は 15 工種とする。	○
3-4. 営繕積算システム（RIBC2）入力	営繕積算システム（RIBC2）を利用して積算書を作成する。 作成数量は工事 1 件とする。	○
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
5. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○